

令和8年度 諫早市移住支援金

東京圏

東京	埼玉
千葉	神奈川

 から

諫早市への移住で

最大

100万円 + α * 交付

申請は
2/12
まで

予算の上限に達した場合は、
早期に申請受付を締め切る
場合があります。

単身者 **60**万円

2人以上の世帯 **100**万円

※さらに、18歳未満のこどもがいる場合
1人あたり **100**万円加算

※対象者要件の確認や必要書類の提出がありますので、**申請前に必ず事前相談**をお願いします。

＜お問い合わせ窓口＞

諫早市移住定住推進課 諫早市東小路町7-1

☎ 0957-22-1500 (代表) ✉ iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp



対象者要件

<以下の要件1・2の全てを満たし、3のいずれかの要件を満たす方が対象>

□ 1.移住元に関する要件

- ①住民票を移す直前の10年間のうち、**通算5年以上**「東京23区内に在住」又は「東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと。
- ②住民票を移す直前に**連続して1年以上**、「東京23区内に在住」又は「東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと。

※「条件不利地域」に該当する市町村の詳細については、市ホームページをご確認ください。

※東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ通勤していた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間となります。

□ 2.移住先に関する要件

- ①申請時に、**諫早市に転入後1年以内**であること。
- ②申請日から5年以上、**諫早市に継続して居住する意思**があること。

□ 3.仕事及び関係人口に関する要件

就業に関する要件

- (一般) 県が運営する県内就職応援サイト「エヌナビキャリア」に掲載された移住支援金対象求人を通じて就業した方。
- (専門人材) 内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方。

テレワークに関する要件

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した方。
- ・諫早市を生活拠点とし、引き続き移住元での業務を行う方。

創業に関する要件

- ・長崎県が実施する創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けて1年以内の方。

関係人口に関する要件

次の就業要件及び関係人口要件を満たしている方

(就業要件) 「**農林水産業等、地域の担い手として就業している**」又は「**自治会や関係団体が行う地域活性化の取組等に継続的に参加する意思を有しており就業している**」

(関係人口要件) 申請者又は申請者の同居家族が下記別表に定める関係人口の対象要件のいずれかに該当している

別表 関係人口の対象要件

- (ア) 本市の出身であること又は本市に過去に在住していたことがあること。
- (イ) 2親等以内の親族が本市に在住していること。
- (ウ) 本市に所在する事業所に勤務していたことがあること。
- (エ) 本市に所在する学校に在学していたことがあること。
- (オ) 転入日から過去5年以内にいさはや暮らし体験宿泊費補助金等の本市が実施する移住支援策又はながさき移住倶楽部への登録(ただし、1年以上登録しているものに限る。)により、本市を訪問したことがあること。
- (カ) 転入日から過去5年以内に観光、スポーツ合宿又はボランティア活動で本市を3回以上訪問し、かつ、いずれの訪問時も本市内の宿泊施設に宿泊をしたことがあること。
- (キ) 転入日から過去5年以内に3カ年以上又は総額50万円以上、本市にふるさと納税をしたことがあること。

□上記の要件を満たした場合に限り、**単身者は60万円、2人以上の世帯は100万円(18歳未満の世帯員1人につき100万円の加算あり)**の交付があります。

詳細については、必ず事前にご相談いただき、要件を満たされているかご確認ください。

必要書類

移住元の自治体や過去の就業先から取り寄せる書類があります。お早めにご準備ください。

□ 1 移住元・2移住先 必要書類

共通で必要となる書類

- 移住支援金交付申請書（様式第1号）
- 申請者の写真付き身分証明書等の写し
- 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- 諫早市の住民票【世帯全員分】
- 移住元の住民票の除票【世帯全員分】
（上記で移住元に関する要件が確認できない場合は、併せて戸籍の附票等の証明書類）
- 市税を滞納していないことの証明書
【18歳以上の世帯全員分】（直近5年分。
各年の1月1日時点の住所地で取得）
- 日本国籍を有しない場合は在留カード又は
特別永住者証明書の写し

□ 3.仕事及び関係人口 必要書類

就業に関する要件

- 就業証明書（様式第2号）

テレワークに関する要件

- 就業証明書（様式第3号または4号）
- 個人事業の業務委託契約書又は開業届の写し
- 申請前3か月におけるテレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類

※1…労働基準法第22条第1項

※2…退職証明書、離職証明書等

創業に関する要件

- 創業支援金の交付決定通知書の写し
- 個人事業の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し

関係人口に関する要件

- 就業証明書（様式第5号）又はこれに準ずる書類
- 左記の「別表 関係人口の対象要件」に対応する下記必要書類を提出すること。

「通勤していたこと」を証明する書類

（「東京23区以外の東京圏」から「東京23区」への通勤）

●雇用保険被保険者だった場合

- 「雇用保険被保険者離職票」の写し又は「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
- 東京23区で通勤していた企業等が労働基準法※1の規定により交付した「在勤地及び在勤期間」が確認できる証明書※2

●法人役員だった場合

- 登記簿謄本等、移住元での在勤地及び5年間の在勤期間が確認できる書類

●法人経営者又は個人事業主だった場合

- 確定申告書の写し等、移住元での在勤地及び5年間の在勤期間が確認できる書類

●大学等の通学期間を対象期間とする場合

- 大学等が発行する卒業証明書等在学期間及び卒業校の分かる書類

別表 関係人口 必要書類

- (ア) 諫早市の住民票の除票又は戸籍の附票
- (イ) 住民票、戸籍謄本、除籍謄本等、2親等以内の親族関係が確認できる書類
- (ウ) 事業所の退職証明書又は雇用保険被保険者離職票の写し
- (エ) 卒業証書の写し、在学証明書又は在学時の成績表等、在学が確認できる書類
- (オ) 移住支援策又はながさき移住倶楽部への登録により、本市を訪問したことが確認できる書類
- (カ) 次のいずれかの書類
 - ・宿泊施設が発行する領収書等の写し
 - ・スポーツ合宿を行ったことが確認できる書類
 - ・ボランティア証明書等の写し(ボランティア活動が確認できる書類)
- (キ) 寄付金受領証明書の写し

注意事項(補助金の返還について)

補助金の交付を受けた方のうち、次のいずれかに該当する場合は一括での当該補助金の返還が必要となります。

○虚偽の申請をした場合 ○申請日から5年以内に諫早市から転出した場合

○申請日から1年以内に就業した企業を退職した場合 ○創業支援金の交付取消を受けた場合

今すぐ確認！

移住支援金 対象確認フローチャート

東京23区内に直近1年以上（諫早市への転入直前まで）住んでいる

YES

NO

東京（23区外）・千葉・神奈川・埼玉（※）から東京23区内に直近1年以上通勤している

※一部、対象外地域あり

YES

過去10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は通勤している
（在住と通勤の年数は合算可能）

YES

NO

東京23区内の在住年数だけで通算5年以上である

YES

NO

東京(23区外)・埼玉・千葉・神奈川（※）から東京23区内に通勤していた年数を含めると通算5年以上である

※一部、対象外地域あり

YES

NO

移住後の働き方は？

移住支援金 対象外

あなたの申請要件はこちら

就業

テレワーク

創業

関係人口

移住支援金の要件を満たしている可能性があります。
それぞれの要件について、詳しくは中ページをチェック！
詳細については、下記担当課へお問い合わせください。

※対象者要件の確認や必要書類の提出がありますので、申請前に必ず事前相談をお願いします。

<お問い合わせ窓口>

諫早市移住定住推進課 諫早市東小路町7-1

☎ 0957-22-1500（代表） ✉ iju_teiju@city.isahaya.nagasaki.jp

